

# 広報お知らせ号

2011年(平成23年)

5月15日発行

〒038-3803

藤崎町大字西豊田一丁目1

藤崎町企画課企画係

☎75-3111(内線2224)

## 行政・人権合同相談所を開設します (秘密厳守・無料)

『行政相談』と『人権問題』について、合同相談所を開きます。  
暮らしの中で行政と人権に対する意見・苦情・困りごとや要望したい  
ことがありましたら、お気軽にご相談ください。  
なお、相談は無料で、秘密は厳守します。

☆日 時 5月25日(水) 午前9時～午後3時

区分	藤崎会場	常盤会場
場所	藤崎老人福祉センター	常盤老人福祉センター
相談担当者	◎行政相談委員 加福ちよ子 ◎人権擁護委員 藤田 洋 野呂 廣志 荒谷百合子 ◎司法書士 藤本 祥平 ◎青森行政評価事務所職員	◎行政相談委員 三上 一 ◎人権擁護委員 佐藤イツ子 福士 剛 小野寺福雄 ◎青森行政評価事務所職員

例えばこんなことで困っていませんか？

年金、登記、環境衛生、生活保護、交通事故、土地建物の  
売買、境界、金銭貸借、相続など・・・

☆お問合せ 総務課行政係(内線2206、2208)

## 「法務局なんでも相談所」を開設します

青森地方法務局弘前支局、弘前人権擁護委員協議会では、6月1日  
の「人権擁護委員の日」にちなんで、「法務局なんでも相談所」を開  
設します。

土地や建物の登記関係や遺言に関する問題、供託・戸籍の問題、家  
庭・学校・職場等での問題、子どもに関する悩みごとなど、また、ど  
こに相談したらよいかかわからないなどについてお困りの方はお気軽  
にお越しください。相談は無料、秘密は厳守します。

☆日 時 6月4日(土) 午前10時～午後3時

☆場 所 青森地方法務局弘前支局2階「会議室」  
(弘前市大字早稲田三丁目1番地1)

※JR弘前駅前から『城東循環100円バス』をご利用になり、「城東タ  
ウンプラザ前」のバス停でお降りになると便利です。

☆相 談 員 法務局職員、人権擁護委員、公証人、司法書士、  
土地家屋調査士

☆お問合せ 青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150

## 町議会からのお知らせ

去る3月30日に鶴賀谷貴議員が辞職したことに伴い、空席となった  
総務産業常任委員会と道路建設促進特別委員会の副委員長の互選を4  
月13日に行った結果、それぞれ次のとおり決定しました。

○総務産業常任委員会副委員長 佐々木政美 議員  
○道路建設促進特別委員会副委員長 横山 哲英 議員

☆お問合せ 議会事務局(内線2302、2303)

## 「赤ちゃんふれあい体験教室」の協力者を募集します

全国的に少子化が進んでおり、藤崎町でも年々赤ちゃんが減ってい  
ます。赤ちゃんとふれあう機会が少なくなった子どもたちが、将来、  
笑顔で子育てができるように、中学生の学習にお手伝いしてくださる  
親子を募集しています。

場 所	明德中学校 作法室	藤崎中学校 多目的ホール
日 時	6月7日(火) 6月10日(金)	6月14日(火) 6月15日(水) 6月21日(火)
午前10時～午前11時		

☆対 象 生後4ヶ月くらいから3歳くらいまでのお子さんと保護者

☆内 容 ○抱っこやおむつ交換等の体験  
○あやし方やあそびをとoshたふれあい  
○身体計測

☆申込期限 5月27日(金)

☆お問合せ 福祉課健康係(内線2122)

## 農道碎石配布について

農道用碎石を無料配布しますので、ご希望の農道関係者の方は、下  
記期日までにお申込みください。

なお、碎石はあくまでも農道用のものであり、それ以外の目的で申  
込することは絶対にしないようお願いいたします。

また、「農地・水・環境保全向上対策」実施地区を除きます。

☆申込期限 6月10日(金) 期限厳守

☆申込方法 役場建設課管理係へ直接申込んでください。(電話申込は不可)

※申込書は建設課に設置しています。

※配布日時は申込時にお知らせします。

☆お問合せ 建設課管理係(内線2234、2235)

## 東日本大震災義援金のお礼とお願い

この度の震災で被災した方々への義援金が多数寄せられておりま  
すことにお礼申し上げます。

みなさんから寄せられた義援金は、日本赤十字社青森県支部を通じ  
て被災者にお届けしますので、今後も引き続き、みなさんの温かいお  
気持ちを寄せください。

☆4月7日以降受付分

○藤崎町町内会連合会 50,000円 ○若松町内会 30,000円

○藤崎消防団第2分団有志一同 41,000円 ○朝日町町内会 30,000円

○常盤コミュニティ協議会 89,060円 ○徳下町内会 30,000円

○常盤歩こう会 10,000円 ○本町町内会 30,000円

○役場等募金箱 44,270円

(※5月6日現在累計 1,400,985円)

☆義援金箱設置場所

- 藤崎町役場 ●常盤支所
- 藤崎老人福祉センター ●常盤老人福祉センター

☆受付窓口・お問合せ

日本赤十字社藤崎町分区〔福祉課福祉係〕(内線2115、2116)

## 地域づくり・地域活性化の活動に助成します

(財)青森県市町村振興協会では、地域づくりの推進や地域活性化を担う人材育成をする団体に対し、下記のとおり助成金を交付しています。ご活用を希望される場合はお気軽にご相談ください。

### ☆地域づくり推進ソフト事業助成金

#### ○助成対象事業

地域住民の自主的・主体的な参画のもとに行う、地域づくり推進のための人材育成・地域振興・普及宣伝等のソフト事業  
例) 地域の魅力や資源の調査研究・普及宣伝、イベント・まつりの開催・参加、地域交流の促進、スポーツ・健康づくり、伝統の担い手育成等の地域づくりに資するもの

○助成限度額 50万円(効果が顕著と認められるものは100万円)

#### ○助成対象団体

青森県地域づくりネットワーク推進協議会登録団体(年度内の登録予定可)またはNPO法人の認証を受けている団体

### ☆地域活性化スキルアップ助成事業助成金

#### ○助成対象事業

地域活性化に関する知識、技能、人脈等の取得を目的として行う啓発・専門家招へい・調査研究・能力開発等の事業

○助成限度額 30万円

#### ○助成対象団体

- ①青森県地域づくりネットワーク推進協議会登録団体(年度内の登録予定可)またはNPO法人の認証を受けている団体
- ②地方公共団体の長が推薦する団体

### ☆助成対象経費

謝金、旅費、印刷製本費、複写費、委託料、賃借料、通信運搬費等

### ☆対象事業期間

平成23年4月1日から平成24年2月29日までに着手し完了するもの

### ☆応募期限

6月3日(金)までに役場企画課へ申請書を提出してください。

### ☆交付決定

7月下旬を目途に、交付の可否について、協会から審査結果が通知されます。

※詳細はインターネットホームページ「あおもり活性化ライブラリ」(<http://aomori-kassei.jp/>)を参照いただくか、役場担当までお問合せください。

☆お問合せ 企画課企画係(内線2223)

## 「お話をあに？」開催のお知らせ

地域子育て支援センターでは、今年も楽しいお話を開催します。今回はどんなお話が待っているのでしょうか。たくさんのご参加をお待ちしています。

☆日 時 5月27日(金) 午前10時30分～正午

☆場 所 藤崎保育所 地域子育て支援センター

☆対 象 者 在宅の未就学児と保護者

☆講 師 わっこの会のみなさん

※申込は随時受け付けます。

☆お問合せ ○藤崎保育所 ☎75-3305

○地域子育て支援センター ☎75-6131

## 地域子育て支援センターからのお知らせ

### ☆平成23年度育児講座年間行事予定表

日 程	内 容	場 所
5月27日(金)	お話をあに?(わっこの会)	地域子育て支援センター
6月30日(木)	親子で楽しもう!体操教室パート1	地域子育て支援センター
7月8日(金)	あんだよ・セラピー式 アンヨビクス①	地域子育て支援センター
8月4日(木)	水って気持ちいいね!	藤崎保育所プール
8月5日(金)	楽しいプール遊び	
8月19日(金)	マクラメでオリジナル小物を作ろう!	地域子育て支援センター
9月8日(木)	バスに乗って出かけよう! わくわくバス遠足	町外(未定)
9月24日(土)	親子で参加しよう!楽しい運動会	藤崎保育所(所庭)
10月5日(水)	レッツ・クッキング!手作りおやつ	町文化センター
11月17日(木)	親子で楽しもう!体操教室パート2	地域子育て支援センター
12月13日(火)	ぺったんこ!それ!ぺったんこ!もちつき会	藤崎保育所(遊戯室)
12月22日(木)	サンタさんに会える! 楽しいクリスマス会	藤崎保育所(遊戯室)
1月19日(木)	あんだよ・セラピー式 アンヨビクス②	地域子育て支援センター
2月2日(木)	みんなで鬼を退治しよう!豆まき会	藤崎保育所(遊戯室)
3月1日(木)	スプリング・ハズ・カム! 春のエレクトーンコンサート	藤崎保育所(遊戯室)

※毎月、保育所では誕生会や給食会もあります。

☆お問合せ ○藤崎保育所 ☎75-3305

○地域子育て支援センター ☎75-6131

## 自動車税のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その排出ガスおよび燃費性能に応じて税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く(重課)する制度が実施されています。

### ☆軽 課

#### ①平成22・23年度に新車新規登録された対象自動車および軽減率

対象自動車	軽減内容
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(一定の排出ガス要件を満たすものに限る)	おおむね50%軽減
「平成17年度排出ガス基準75%低減認定車」(☆☆☆☆)+「平成22年度燃費基準+25%達成車」のステッカー貼付車	

※上の表はガソリン車・LPG車の燃費基準です。

※ディーゼル車の燃費基準については、「平成17年度燃費基準+25%達成車」のステッカーが貼付された自動車の対象となります。

#### ②軽減の対象期間

平成22年度に新車新規登録された自動車	平成23年度1年間 軽減
平成23年度に新車新規登録された自動車	平成24年度1年間 軽減

### ☆重 課

対象自動車	重課開始年度	重課内容
ガソリン車 LPG車	平成10年3月31日までに 新車登録されたもの	平成23年度
	平成11年3月31日までに 新車登録されたもの	平成24年度
ディーゼル車	平成12年3月31日までに 新車登録されたもの	平成23年度
	平成13年3月31日までに 新車登録されたもの	平成24年度

※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合用バスおよび被けん引車は除かれます。

詳しい内容やご不明な点については、お問合せください。

☆お問合せ 中南地域県民局県税部納税管理課 ☎32-4341